

日本国憲法の改正手続に関する法律施行規則の一部を改正する省令（概要）

令和 2 年 1 2 月
自治行政局選挙部選挙課

1 趣旨・改正の概要

- 規制改革実施計画（令和 2 年 7 月 1 7 日閣議決定）等に基づき、政府全体として押印義務を廃止する方向で検討しているところ、日本国憲法の改正手続に関する法律施行規則（平成 2 2 年総務省令第 6 1 号）により規定されている押印義務についても廃止するため、別記様式中開票立会人となるべき者の届出書に係る政党その他の政治団体の代表者の押印欄を削除する等の改正を行う。

2 スケジュール

令和 2 年 1 1 月 7 日 パブリックコメント開始
令和 2 年 1 2 月 1 2 日 パブリックコメント終了
令和 2 年 1 2 月 2 8 日 公布日
令和 3 年 1 月 1 日 施行日